

木造建築物」を解体される方へ

建設リサイクル法の施行（H14.5）により、建築物を解体される際には分別解体が義務づけられました。

解体に際しては、建設資材廃棄物を分別しつつ解体し、「木材」、「コンクリート」、「アスファルトコンクリート」、「コンクリート及び鉄から成る建設資材」については、再資源化を行わなくてはなりません。

ただし、防腐・防蟻処理された木材については、再資源化することにより、有害物質の発生の恐れがあることから、他の木材とは分離・分別し、廃棄物処理法に基づき「焼却」「埋立」を適正に行わなくてはなりません。

建設リサイクル法第4条に基づく「北海道における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に係る指針」（北海道指針）には、

ＣＣＡ処理木材については、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、ＣＣＡが注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべてＣＣＡ処理木材として適正に焼却又は埋立を行う必要がある。

と明記されております。

ＣＣＡ処理木材とは

防腐・防蟻のため、木材にＣＣＡ（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤）の薬剤を木材に注入処理したもので、北海道では昭和50年以降、木造住宅の土台に主に使用されてきました。

現場での分別について

ＣＣＡ処理木材については、薄い緑色をしていますが、現場での識別が困難な場合があります。

主に昭和50年以降の木造建築物の土台に使用されているので、昭和50年以降に建築された木造建築物の解体に際しては、土台部分の木材について、ＣＣＡが注入されている可能性がある部分として、他の木材と分離・分別をお願いします。

適正処理について

ＣＣＡ処理木材については、再資源化により有害物質の発生の恐れがあるので、解体現場において他の木材と分離・分別した後、廃棄物処理法に基づき適正に焼却・埋立できる施設で処理をお願いいたします。

* ＣＣＡ処理木材については、他の木材と混合をされた場合、見分けがつかなくなる恐れがあることから、ＣＣＡ処理木材を使用している恐れがある木造建築物については、土台部分の解体を他の木材の解体と別に行うなど分別の徹底をお願いいたします。